

術科訓練実施要綱の制定について(例規通達)

(平成7年3月1日)

(栃教第1号栃木県警察本部長通達)

社会情勢の変化に対応した術科訓練の推進及びその普及を図るため、別添のとおり「術科訓練実施要綱」を定め平成7年4月1日から実施することとしたので、その効果的運用に努められたい。

別添

術科訓練実施要綱

第1 目的

この要綱は、警察教養細則(平成5年警察庁訓令第3号)に基づき、警察官の職務執行の実態に即した実戦的な術科訓練を推進し、職務の遂行に必要な知識、技能及び基礎体力の向上を図ることを目的とする。

第2 術科訓練種目

術科訓練種目は、柔道、剣道、逮捕術、けん銃及び走行とする。

第3 術科訓練推進責任者等

1 術科訓練推進責任者

(1) 術科訓練を組織的かつ効果的に推進するため、所属に術科訓練推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、所属長をもって充てるものとする。ただし、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校を除く本部の所属(以下「本部所属」という。)にあっては、教養課長を推進責任者に充てるものとする。

(2) 推進責任者は、効果的な術科訓練ができるよう訓練環境を整備して術科訓練を推進するとともに、年間訓練計画及び特別訓練計画を策定し、計画的に術科訓練を実施しなければならない。

2 術科訓練推進担当者

(1) 推進責任者を補佐するため、所属に術科訓練推進担当者(以下「推進担当者」という。)を置き、副署長、次長、副隊長、副校長をもって充てるものとする。ただし、本部所属にあっては各課の課長補佐(総括)を推進担当者に充てるものとする。

(2) 推進担当者は、推進責任者の指揮を受け、術科訓練が恒常的かつ効果的に行われるように努めなければならない。

3 所属術科訓練指導員等

(1) 所属長は、所属における術科訓練を円滑かつ効果的に実施するため、次に掲げる資格を有する者の中から、各種目ごとに所属術科訓練指導員(以下「所属指導員」という。)を指名するとともに、必要によりその補助に当たる所属術科訓練指導補助員(以下「補助員」という。)を指名することができる。ただし、本部所属にあっては、教養課長が所属指導員を指名するものとする。

ア 柔道

巡査部長以上の警察官で柔道3段以上を有している者又はこれに準ずる者

イ 剣道

巡査部長以上の警察官で剣道3段以上を有している者又はこれに準ずる者

ウ 逮捕術

巡査部長以上の警察官で上級を有している者又はこれに準ずる者

エ けん銃

巡査部長以上の警察官で上級を有している者又はこれに準ずる者

オ 走行

巡査部長以上の警察官でスポーツ指導に素養のある者

(2) 所属長(本部所属にあっては教養課長)は、所属指導員等及び補助員を指名したときは、「所属指導員等指名報告」(別記様式第1号)により、本部長に報告しなければならない。

(3) 所属指導員及び補助員は、推進担当者の指揮を受け、術科訓練を効果的に実施し、術科訓練の徹底を図らなければならない。

第4 術科訓練対象者等

1 術科訓練対象者

術科訓練は、全警察官を対象とする。

2 けん銃射撃重点訓練対象者

けん銃射撃の重点訓練対象者については、別表第1に定める者とする。

第5 術科訓練実施要領

1 訓練計画

推進責任者は、年間訓練計画及び特別訓練計画(けん銃訓練を除く。)に基づき、恒常的かつ効果的な計画訓練を実施するものとする。

なお、特別訓練計画は、年2回おおむね10日以上の間について策定するものとする。

2 自主訓練

推進責任者は、各種検定及び段級位審査並びに各種大会への参加を奨励するとともに、自主訓練を積極的に推進するものとする。

3 けん銃訓練

推進責任者は、けん銃訓練対象者に対して、けん銃操法訓練、基本射撃訓練及び応用射撃訓練並びに使用判断についての教養を実施するものとする。ただし、射撃訓練については、教養課長の指示に基づき実施するものとする。

4 実戦的訓練の推進

推進責任者は、警じょうや大楯、刺股などの防具を活用した逮捕術訓練や応用射撃訓練等を中心としたけん銃訓練等、職務執行の実態に即した実戦的かつ重点的な訓練を実施するものとする。

第6 術科訓練単位制

術科訓練の活動状況を認識させ、普遍的な術科訓練を推進させるため、すべての警察官を対象として術科訓練単位制を実施する。

1 単位の設定

(1) 所属での各種目術科訓練	30分	1単位
(2) けん銃の実包射撃訓練	1回	8単位
(3) 本部主催の各種術科大会出場	1大会	10単位
(4) 上位段級位取得	1取得	15単位
(5) 自主訓練	1時間	1単位

2 単位取得目標の設定

各人の体力、年齢等に応じ、年間単位取得目標を設定するものとする。

- (1) 年齢35歳以上の者 80単位以上
- (2) 年齢35歳未満の者 120単位以上

3 術科訓練カード等

各人の術科訓練の実施状況及び術科単位取得状況を明らかにするため、術科訓練カード(別記様式第2号)を作成するものとする。

- (1) 術科訓練カードは、各人が取得単位を記載し、保管するものとする。
- (2) 推進担当者は、随時術科訓練カード等を確認し、適切な指導を行うものとする。

第7 指導督励等

1 教養課長は、各所属における術科訓練状況を視察し督励に当たるとともに、適宜指導者を派遣して指導に当らせるものとする。

2 教養課長は、術科の振興と技能の向上を図るため、各種術科大会を開催するとともに、所属指導員の育成を目的とした術科指導者講習会を開催するものとする。

第8 報告

所属長(本部所属にあつては教養課長)は、次に掲げる事項について、術科訓練実施の都度、速やかに本部長に報告するものとする。

- 1 特別訓練計画(別記様式第3号)
- 2 前(後)期特別訓練実施結果報告(別記様式第4号)
- 3 年間取得単位報告(別記様式第5号)
- 4 けん銃射撃(特殊訓練弾)訓練実施結果報告(別記様式第6号)

第9 その他

1 推進責任者は、術科訓練種目以外のスポーツ(サッカー、野球、水泳等)についても、警察職員の基礎体力を向上させるため、積極的に推進するものとする。

- 2 警察官は、スポーツの活動状況を明らかにするため、スポーツカード(別記様式第7号)を作成して実施状況を記載し、保管するものとする。
- 3 推進担当者は、随時スポーツカードを確認し、適切な指導を行うものとする。
- 4 スポーツ活動は、術科訓練単位制の取得単位に4時間を1単位として加算できるものとする。